平成２４年（フ）第５３４号
熊本市南区城南町碇字新道166番地５
破産者　熊本運送株式会社
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２２号
熊本市西区中島町８番地４
破産者　有限会社ＧＡＩＡ
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２７号
栃木県小山市大字粟宮1304番地１　ベルステージ101号室
破産者　福地　　勝
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１８７７号
埼玉県川口市本町１丁目９番15―802号　日神パレス川口、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市上青木西５－３―14　コーポ横田201
破産者　根本　高文
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
さいたま市岩槻区加倉１丁目６番３号　サンハイツマリ204
破産者　伊波　優二
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
さいたま市南区鹿手袋３丁目11番７―205号
破産者　澤田　昭彦
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
埼玉県熊谷市船木台３丁目11番地11
破産者　松本　浩一
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２７４５号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目１番１―203号
破産者　亀田　康朗
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１号
北海道千歳市長都115番地の３
破産者　杉山　義一
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３１号
札幌市中央区南４条東４丁目１番地　エンドレス大晋813号
破産者　前田　英介
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６８号
札幌市東区北丘珠５条１丁目２番５号　パークサイドコート１－Ｂ
破産者　高松　元幸
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２７号
宮城県塩竈市港町１丁目３番１号
破産者　櫻井　博樹
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６７４号
川崎市中原区下小田中１丁目25番19―109号、前住所川崎市高津区明津30番地　ラ・フォーレⅡ105
破産者　石塚　　章
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７２４号
愛知県豊田市美山町２丁目24番地13　レオパレスクリプトメリア307号、申立時の住所愛知県瀬戸市水無瀬町154番地の７　コーポ見付台３―103
破産者　吉田　葵慶
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１４号
名古屋市守山区小幡南１丁目２番10号　サンハイツ小幡502号
破産者　東　　武徳
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０７号
名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番地の37　ヘーベルメゾンブルーメ203号、開始決定時の住所名古屋市緑区徳重２丁目1601番地
破産者　日比野美紗子
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１１６号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目12番２―410号
破産者　小坂井　勇
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３５７号
大阪府吹田市藤白台３丁目１番B15―209号
破産者　陶山　　渡
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部